

高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条（略）</p> <p>第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業により取得した財産の設備及び施設で処分制限期間を経過していないものは、別記第3号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価10万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(7) 知事は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。</p> <p>(8) 知事が事業成果を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(10) 補助事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第5号様式による補助金実績報告を補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない</p>	<p style="text-align: center;">令和5年度肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、令和5年度肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条（略）</p> <p>第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業により取得した財産の設備及び施設で処分制限期間を経過していないものは、別記第3号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(7) 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。</p> <p>(8) 知事が事業成果を求めた場合、速やかに対応すること。</p> <p>(9) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(10) 補助事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第5号様式による補助金実績報告を補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない</p>

い。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第9条～第13条（略）

附則

1（略）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第4号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

ない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第9条～第13条（略）

附則

1（略）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第4号から第8号まで、第8条第3項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(追加)

改正後					改正前						
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）						
事業区分		補助事業者 （事業実施 主体）	補助対象経費	補助率	補助要件	事業区分		補助事業者 （事業実施 主体）	補助対象経費	補助率	補助要件
高知県 肥料等 高騰緊急対策 設備投資支援 事業	ヒートポンプの省エネ効果の向上	2戸以上の生産者組織	ヒートポンプの省エネ効果を向上させる機器の導入に要する経費 ① 多段式サーモ装置 ② 循環扇 ③ その他ヒートポンプの省エネ効果の向上に資すると知事が認める機器	3分の1以内	(1) <u>高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金又は高知県環境負荷軽減促進事業費補助金</u> を活用してヒートポンプを <u>導入済み又は導入予定</u> であること (2) 以下の目標の <u>達成に向けた</u> 計画を策定すること ・エネルギー使用量を5パーセント以上削減	肥料等 高騰緊急対策 設備投資支援 事業	ヒートポンプの省エネ効果の向上	2戸以上の生産者組織	ヒートポンプの省エネ効果を向上させる機器の導入に要する経費 ① 多段式サーモ装置 ② 循環扇 ③ その他ヒートポンプの省エネ効果の向上に資すると知事が認める機器	3分の1以内	(1) <u>高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金</u> を活用してヒートポンプを <u>導入予定又は導入済み</u> であること (2) 以下の目標を <u>目指す</u> 計画を策定すること ・エネルギー使用量を5パーセント以上削減
	国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、 <u>国内資源由来肥料等</u> の利用促進、適正施肥の励行等を行うために必要な設備及び機器の導入に要する経費 ① ペレット製造装置 ② マニユアスプレッダー ③ 有機ブロードキャスター ④ 土壌及び養液分析用簡易測定機器 ⑤ その他 <u>国内資源由来肥料等</u> の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器 ※②、③については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	3分の2以内	(1) ペレット製造装置については、製造された <u>有機質肥料又は化学肥料使用量の低減に資する資材のおおむね</u> 9割以上を農業者に販売すること (2) <u>補助対象経費欄に示す</u> ①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標の <u>達成に向けた</u> 計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料等の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・ <u>国内資源由来肥料等</u> の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮 ・生産量を3パーセント以上増加		国内資源由来肥料等の利用促進及び適正施肥の励行	肥料製造事業者、農業団体、2戸以上の生産者組織及び農業法人	化学肥料使用量の低減に向け、 <u>国内資源由来肥料</u> の利用促進、適正施肥の励行等を行うために必要な設備及び機器の導入に要する経費 ① ペレット製造装置 ② マニユアスプレッダー ③ 有機ブロードキャスター ④ 土壌及び養液分析用簡易測定機器 ⑤ その他 <u>国内資源由来肥料</u> の利用促進及び適正施肥の励行に資すると知事が認める設備及び機器 ※②、③については、みどり投資促進税制の対象機械一覧に記載されているものに限る。	3分の2以内	(1) ペレット製造装置については、製造された <u>有機質肥料の概ね</u> 9割以上を農業者に販売すること (2) <u>補助対象経費の</u> ①～⑤の設備及び機器に応じて、該当する目標を <u>目指す</u> 計画を策定すること ① ペレット製造装置 ・国内資源由来肥料の販売量を10パーセント以上増加 ②～⑤ 以下のいずれかを選定 ・ <u>国内資源由来肥料</u> の使用量を5パーセント以上増加 ・肥料費を5パーセント以上削減 ・散布時間を30パーセント以上短縮 ・生産量を3パーセント以上増加